

## Q1.

歯科医師賠償責任保険、および各種特約の医師および医療従事者の補償範囲は？

## A1.

補償対象となる範囲は以下の通りとなります。

職業	形態	加入されている保険	業務内容	補償有無
歯科医師	開業	歯科医師賠償責任保険・100型	医療施設内業務	○
			医療施設外業務	○
	勤務	歯科医師賠償責任保険・勤務医型	医療施設内業務	○
			医療施設外業務	○
	勤務	【オプション】 勤務医包括担保特約	医療施設内業務	○
			医療施設外業務	△ (医療施設の業務として行った往診等の業務のみ補償)
医療従事者※	勤務	【オプション】 医療従事者包括賠償責任保険	医療施設内業務	○
			医療施設外業務	△ (医療施設の業務として行った往診等の業務のみ補償)

### 【補足】

- ・歯科医師賠償責任保険では、開設者および勤務する歯科医師が日本国内で行った歯科医療業務によって法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。
- ・歯科医師賠償責任保険・100型の場合は、医療施設賠償責任保険が付帯されており、複数の医療施設を所有されている場合は、施設数分の保険料でご加入ください。
- ・【オプション】勤務医包括担保特約および医療従事者包括賠償責任保険では、ご加入されている医療施設の業務として行った医療業務（往診等を含みます）もしくは医療従事者としての業務（往診等を含みます）によって法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。
- ・従って、保険加入されている医療施設の業務ではない医療業務もしくは医療従事者の業務によって法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては保険の対象にはなりません。

※【被保険者の範囲】 医療従事者とは以下を指します。

看護師、准看護師、保健師、助産師、薬剤師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、管理栄養士、救急救命士

Q2.

歯科医師賠償責任保険とクレームトラブル対応保険では、どういった事故の場合にそれぞれの保険が支払われるのか？

A2.

歯科医師賠償責任保険では、開設者および勤務する歯科医師が日本国内で行った歯科医療業務によって法律上の損害賠償責任（例：医療過誤）を負担することによって被る損害および争訟費用に対して保険金をお支払いします。

一方、クレームトラブル対応保険では、歯科医療業務によって法律上の損害賠償責任（例：医療過誤）が発生しない言いがかりやクレーム、医療行為に基づかない迷惑行為により被る損害に対して保険金をお支払いします。

ただし、事案ごとで判断が難しい場合には埼玉県歯科医師会の医事処理委員会および顧問弁護士、保険会社にて事案ごと個別に判断させていただきます。

また、クレームトラブル対応保険では、雇用関連事故（労働者等の精神的苦痛、雇用契約上の権利侵害等）によって法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害および争訟費用に対して保険金をお支払いします。